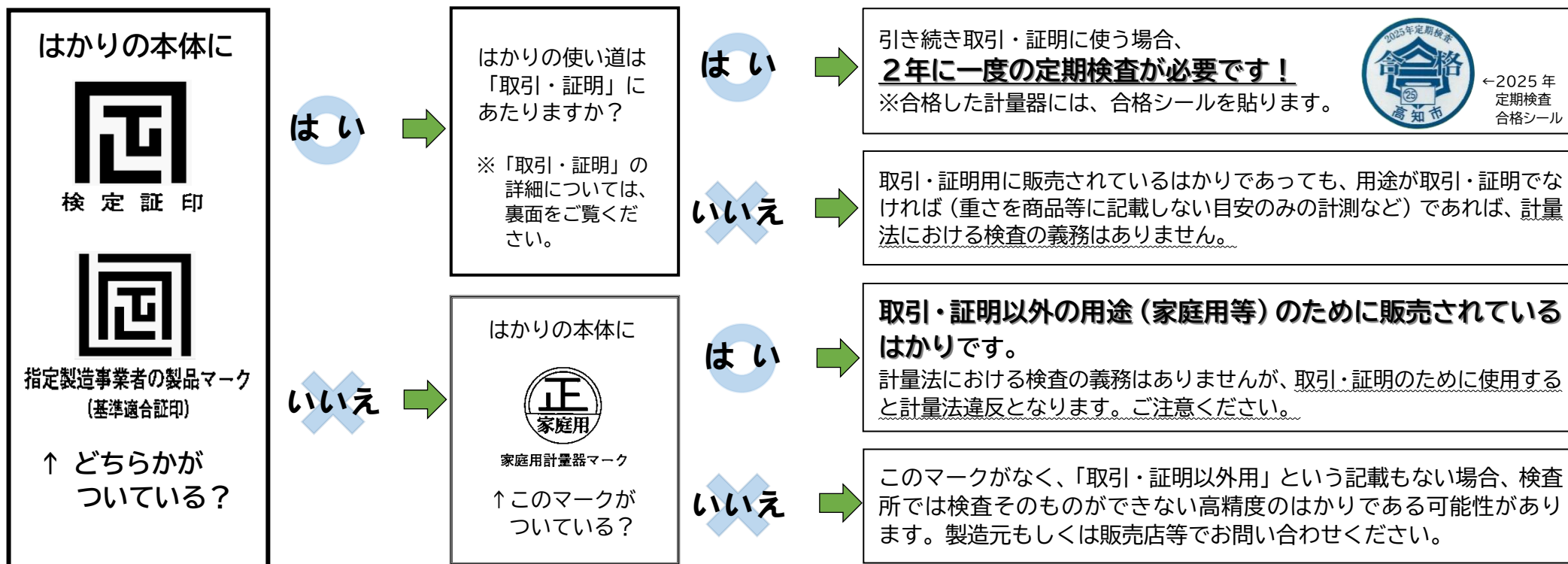




計量器定期検査の対象は、**取引・証明用のはかり**です。

家庭用のはかりや、「検定証印」等が付いていない計量器は、計量法で定める定期検査の対象（特定計量器）ではないので、ご注意ください。（詳しくは、裏面をご覧ください）

あなたが使っているはかりは、どれでしょう…？



※会場にお持ちになられたはかりが対象外の場合は、検査をお断りさせていただきます。予めご了承ください。

はかりや検査について、ご不明な点がございましたら、高知市計量検査所（電話 802-5753）までお問い合わせください。